

長島町地域強靱化計画

鹿児島県長島町

令和7年8月

目 次

第1章 強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	2
1. 基本目標	2
2. 事前に備えるべき目標	2
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章 町の地域特性と想定するリスク	4
1. 長島町の地域特性	4
2. 対象とする自然災害	5
第4章 脆弱性評価	7
1. 脆弱性評価の考え方	7
2. 想定するリスク	7
3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	7
4. 施策分野の設定	8
5. 脆弱性評価の結果	9
6. 評価のポイント	9
第5章 強靱化の推進方針	10
1. 施策分野	10
2. 施策分野ごとの推進方針	10
3. 指標	21
第6章 町地域計画の推進	22
1. 町の他の計画等の必要な見直し	22
2. 町地域計画の進捗管理	22
別紙1 脆弱性評価結果	23
別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価の結果	39
別紙3 長島町地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧	50

第1章 強靱化地域計画策定の趣旨、位置付け

1. 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布施行されました。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に創り上げようとするものです。

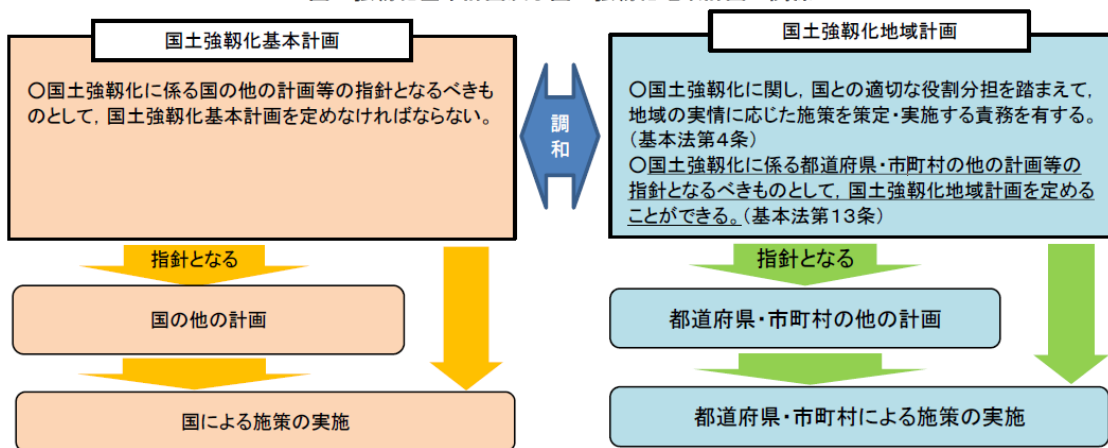
この国土強靱化を実効あるものとするために、国が取り組むだけではなく、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国が2014年（平成26年）6月に策定した国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取り組みを進めることが重要となります。

このため、本町においても、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、大規模な自然災害が起こっても、機能不全に陥らず、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安心・安全な地域の構築に向けた「長島町の強靱化」を推進するために、「長島町地域強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度とし、以降、概ね5年ごとに見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

第 2 章 基本的な考え方

基本法第 14 条においては、国土強靱化地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本計画における目標に即して設定すると規定されています。

このため、次のように、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定します。

なお、基本目標は、国の基本計画及び鹿児島県の地域強靱化計画と同一の基本目標とします。

1. 基本目標

いかなる大規模災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、本町における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町や地域、経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとします。

2. 事前に備えるべき目標

本町の強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標として、次の 8 つを設定します。

- ① 直接死を最大限防ぐ。
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、事前防災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

1. 強靱化に向けた取組姿勢

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討したうえで取り組みます。
- ・短期間的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
- ・災害に強い町づくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国・県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワークの強化の視点を持ちます。

2. 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進します。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割を分担して取り組みます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3. 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進します。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

4. 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努めます。
- ・女性、高齢者、障がい者、観光客、外国人等に配慮した施策を講じます。
- ・本町の地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなどして、自然との共生を図ります。

第3章 町の地域特性と想定するリスク

1. 長島町の地域特性

【地理・地形・地質】

本町は、鹿児島県の最北端の町として薩摩半島の北西部に位置し、四方を東シナ海、八代海、長島海峡などの海に囲まれています。町は、長島本島、伊唐島、諸浦島、獅子島の有人島のほか大小23の島々が点在し、総面積は116.19㎢あります。

1974年（昭和49年）4月には、黒之瀬戸大橋の開通により阿久根市と結ばれ長島本島は離島から半島化しました。また伊唐島と諸浦島はそれぞれ伊唐大橋と乳之瀬橋で長島本島と繋がっており、現在は獅子島だけが有人離島であり、離島振興地域に指定されています。

山岳は長島本島のほぼ中央部に大中岳、行人岳、矢岳、獅子島に七郎山などがあり、河川は小浜川、汐見川、浦底川などが流れています。

【気象概況】

気温は、海流の影響で県本土よりもやや高く、年間平均気温は19.0℃で、台風の影響を受けやすくなっています。雨量は、県内の本土地域と比較した場合、梅雨期、台風期、冬期ともに年間を通じて少ない（年間降水量は2,807mm）ですが、温暖な気候は、本町農業にとっては有利な条件となっています。

※年間平均気温、年間降水量は令和6年阿久根特別地域気象観測所測定数値

【人口】

長島町の人口は、1970年（昭和45年）の国勢調査では、15,929人でしたが、その後一貫して減少が続き、2020年（令和2年）の国勢調査では、9,705人となりました。

将来の人口は、今後も減少が続き、長島町人口ビジョン（2015年（平成27年）8月策定・国立社会保障・人口問題研究所推計）において、2040年（令和22年）には7,086人になると見込まれています。

２．対象とする自然災害

本計画においては、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、本町において最も発生頻度が高い「大雨による浸水・土砂災害」及び近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「熊本県南部地震による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

【土砂災害・風水害】

本町の過去の気象災害のうち特に被害が大きいのは大雨及び台風によるものです。これは6月～9月にかけて年間降水量の大部分を占める大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置していることから、台風が勢力の強い段階で接近するため、猛威にさらされやすいことが最大の原因となる。

(想定災害)

本町においては、近年における既往の風水害のうち最大規模であった1999年（平成11年）9月24日の台風18号災害、2006年（平成18年）7月22日からの県北部豪雨災害、2012年（平成24年）6月14日から豪雨災害などと同程度の規模の災害を想定災害とする。

○想定災害総括表

項目	台風18号災害 1999年（平成11年） 9月24日	県北部豪雨災害 2006年（平成18年） 7月22日～	豪雨災害 2012年（平成24年） 6月14日～
気象概要	瞬間最大風速 83.9m（甕島観測） 66.2m（牛深市観測）	24時間雨量 鷹巣 391mm 指江 353mm	連続雨量 418mm 時間雨量 88mm (16日午前2時～)
人的被害	—	—	—
被害概要	全戸停電（約4300戸） (9月24日～28日まで) 被害額 約42億円	住宅浸水、土砂災害、道路損壊・切断	土砂崩れ13箇所 道路冠水2箇所 道路陥没4箇所 護岸崩壊・河川氾濫4箇所 床下浸水14箇所 床上浸水1箇所 農地・山林崩壊、断水など

【地震・津波】

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域ですが、2016年（平成28年）発生の熊本地震のように今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられます。また、南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されているところです。

（想定災害）

本町においては、影響が最も大きいと考えられる地震は、八代海に確認されている活断層の「日奈久断層帯」による「熊本県南部地震」を想定災害とする。

○熊本県南部地震における被害想定結果

項目	被害想定結果内容
建物被害（棟）	・全壊・消失 600 ・半壊 1,300
人的被害（人）	・死者数 40（建物倒壊30、津波10） ・負傷者数 190（建物倒壊180、津波10） ・重傷者数 110（建物倒壊100）
水道被害（人）	・断水人口（被災直後） 2,900
電力被害（軒）	・停電軒数（被災直後） 90
通信被害（回線）	・固定電話不通（被災直後） 110
避難者数（人）	・被災1日後 820 ・被災1週間後 1,200 ・被災1ヵ月後 1,100
物資（食糧）需要量（食）	・被災1日後 1,600 ・被災1週間後 2,100 ・被災1ヵ月後 1,100
災害廃棄物発生量（万トン）	・災害廃棄物 10
孤立する可能性のある集落数（集落）	・漁業集落 3

資料：鹿児島県地震等被害予測調査

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で、必要な対策を明らかにするため、本町の強靱化の現状と課題を評価すること（健康診断）は重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、次の手順により脆弱性評価を行いました。

2. 想定するリスク

町民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されている南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれているなど、大規模自然災害は一度発生すれば、本町に甚大な被害をもたらします。

このため、町地域計画においては、第3章に記載したとおり、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る被害想定等を踏まえ、今後、本町で甚大な被害をもたらすと想定される熊本県南部地震、南海トラフ地震、集中豪雨や台風などの大規模自然災害全般をリスクの対象としました。

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を29項目設定しました。

事前に備えるべき目標（8）		起きてはならない最悪の事態（29）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信インフラの麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下
		5-2	物流機能等の大幅な低下
		5-3	食料等の安定供給の停滞
		5-4	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6	必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、砂防ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死者発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態。
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

4. 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画、鹿児島県の地域計画を踏まえ、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

（個別施策分野）

- | | | |
|-----------------------|---------|-------------|
| ① 行政／警察・消防等 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ 産業（エネルギー・情報通信・産業構造） | ⑤ 交通物流 | |
| ⑥ 農林水産 | ⑦ 環境 | ⑧ 国土保全／土地利用 |

（横断的分野）

- | | |
|----------------|---------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 |
| ③ 離島（獅子島） | |

5. 脆弱性評価の結果

29の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を行いました。脆弱性評価の結果は、「別紙1 脆弱性評価の結果」のとおりです。

さらに、分野ごとの取組状況が明確になるよう施策分野ごとに整理しました。施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、「別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価の結果」のとおりです。

6. 評価のポイント

評価結果は、別紙1、2のとおりです。この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは次のとおりです。

- 災害を未然に防止する公共土木施設等（道路、橋りょう、港湾、漁港、堤防等）の計画的な整備
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化
- 国・県・民間等の連携による救助・救急体制の整備必要

など

第5章 強靱化の推進方針

1. 施策分野

脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策（推進方針）を施策分野ごとに取りまとめました。

本地域計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うにあたり設定した、次の9の個別施策分野と3の横断的分野とします。

（個別施策分野）

- | | | |
|-----------------------|---------|-------------|
| ① 行政／警察・消防等 | ② 住宅・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ 産業（エネルギー・情報通信・産業構造） | ⑤ 交通物流 | |
| ⑥ 農林水産 | ⑦ 環境 | ⑧ 国土保全／土地利用 |

（横断的分野）

- | | |
|----------------|---------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 |
| ③ 離島（獅子島） | |

2. 施策分野ごとの推進方針

1節で設定した11の施策分野ごとの推進方針を次に示します。

これらの11の推進方針は、8つの目標（事前に備えるべき目標）に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめました。

①個別施策分野（9分野）

1）行政機能／警察・消防

（公共施設等の耐震化）

公共施設等の被災による、避難や救助活動等の障害を防ぐため、公共施設等の耐震化を推進します。

(1-1②、1-2①、3-1①)

（防火対策の推進）

住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害を抑えるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図ります。

(1-2②)

（地域防災力の向上と人材育成）

自助と共助を高めて地域防災力を向上させるため、防災リーダー等の人材育成を推進する。

(1-5④)

（消防等の体制強化）

火災、救助、救急事案が同時に多発した時に、消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が

迅速に行われる体制を構築する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化を図る。

(2-3①、7-1①)

(災害派遣チームの受入体制整備)

災害派遣医療チーム（DMA T）や緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）など派遣隊の受け入れ態勢を整備する。

(2-3②、2-5③)

(情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

(2-3③)

(電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難所運営や防災拠点での災害応急対策に必要な電力を確保するため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入などを整備する。

(3-1②、6-1①)

(BCP の見直し等)

災害時の業務継続体制を確保するため、町の業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行い、実効性の向上を図る。

(3-1③)

(町 WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

町役場 WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークの、障害や災害等による業務停止を防止するため、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する。

(3-1④)

(情報伝達手段の多様化・確実化)

J アラート（全国瞬時警報システム）や防災行政無線、消防救急無線など、情報伝達手段の多様化・確実化をさらに進め、L アラート（災害情報共有システム）の利活用を進める。

(4-2①)

(町の人員・体制整備)

情報収集・提供手段の整備の進展に伴い、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、必要な人員・体制を整備する。

(4-2②)

(災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じた発信すべき情報、情報発信経路のシミュレートをするなど訓練を行う。

(4-2③)

(住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、町と自治公民館や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る。

また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供を迅速に行う。

(4-2④)

(危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設における、大量の危険物質の流出を防ぐため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を図る。

(5-4①、6-1③、7-4①)

(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する大規模かつ特殊な災害を防ぐため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備等を進める。

(5-5②、6-1④、7-4②)

(防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、防災インフラの中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を進める。

(7-3②)

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じての地域づくりや事例の共有を行い、必要なコミュニティ力を強化するための支援等の充実を図る。

(8-4①)

(文化財の保護管理)

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立・指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

(8-4②)

2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化)

住宅・建築物の倒壊による、多数の人的被害の発生を抑えるため、住宅・建築物の耐震化を促進する。

また、町民の安全を確保するため、危険家屋等の解体撤去を促進し、放置すれば危険家屋となる恐れのある家屋に対し指導・勧告を行う。

(1-1①)

(避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難場所等の耐震化、町における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

(1-3①)

(水道施設の耐震化等の推進)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

(2-1①、6-1⑤)

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

(2-1⑥、6-1⑥)

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る。

(2-4②)

(浄化槽台帳システムの整備等)

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

(6-1⑨)

3) 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

(1-1③)

(備蓄物資の供給体制等の強化)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

(2-1⑤、2-4①、5-3④)

(ドクターヘリの活用)

災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する。

(2-5④)

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

(2-6①)

(避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

(2-6②)

(災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備)

発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する。

(2-6③)

4) 産業（IT・情報通信・産業構造）

(情報通信機能の耐災害性の強化等)

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(4-1①)

(再生可能エネルギー等の導入促進)

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する。

(6-1②)

5) 交通物流

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する。

(1-3②)

(橋りょうの耐震化)

大規模地震が発生した場合、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋や、長島本島と各有人離島を繋ぐ伊唐大橋や乳之瀬橋のほか、竹島大橋など、本町の幹線道となる橋りょうの倒壊により、重大な障害が及ぶことが想定される。このため、これらの橋りょうの耐震化の推進及び、築 46 年が経過している黒之瀬戸大橋については、新たな整備を検討する必要性から、関係機関との連携や調整などを強化する。

(1-1⑤)

(建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

町と建設関係団体との災害協定の締結等の取り組みをさらに進め、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を行う。

また、地震・津波・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

(8-2①)

(孤立集落対策)

災害発生時には、道路の寸前により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実に行之、災害に強い道路づくりを推進する。

(2-2②)

(交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

(1-1④、7-2①)

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(2-1④、2-2③、2-5②、5-1②、5-2③、5-3③、6-2③)

(地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要性から、関係機関との連携や調整などを強化する。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）の整備促進活動を強化・推進する。（1-3④、2-1③、2-2①、2-5①、5-1①、5-2②、5-3②、6-2①）
（道路の防災対策の推進）

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

（5-2①）

（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する。

（2-1②、5-3①）

（無電柱化の推進）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める。

（1-1⑥、1-3⑦、6-2②）

6）農林水産

（農業集落排水施設の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

（6-1⑦）

（漁業集落排水施設の老朽化対策の推進）

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が想定される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。

（6-1⑧）

（農業用ため池の防災対策）

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する。

（7-3①）

(農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

(7-5①)

(適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

(7-5②)

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

(7-5③)

(鳥獣被害防止対策の推進)

鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、鳥獣被害の防止に向け「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する。

(7-5④)

7) 環境

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるが、その候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本町におけるストックヤードの確保を促進する。

(8-1①)

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る。

(8-1②)

(災害廃棄物処理計画の策定)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理（実行）計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る。

(8-1③)

8) 国土保全／土地利用

(水門等の効果的な管理運用)

津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

(1-3③)

(津波・ため池ハザードマップによるソフト対策推進)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波ハザードマップを作成し、各戸に配布している。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する。

(1-3⑤)

(津波避難計画の策定)

鹿児島県では、平成25年に津波避難計画策定指針を作成しており、本町においても、同指針に基づく津波避難計画を策定する。

(1-3⑥)

(河川改修等の治水対策)

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水排水の整備推進を図る。

(1-4①)

(雨量やため池水位との防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による住民への広報に努める。

また、現在、地震や大雨により相当な損害を生ずるおそれのあるため池において、町が策定した浸水想定区域図をもとに、今後多様化かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ作成をはじめとしたソフト対策を推進する。

(1-4②)

(内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策については、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する。

(1-4③)

(土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

(1-5①)

(治山事業の促進)

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山施設の必要性の検討や森林の整備を推進する。

(1-5②)

(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

(1-5③)

(浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(8-3①)

(海岸・河川堤防等の整備)

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。

(8-3②)

②横断的分野（3分野）

1) リスクコミュニケーション

○自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。

○リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進するとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。

○「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する町民の意識を高める取組を促進する。

2) 老朽化対策

○町有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成29年3月に策定した長島町公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。

○施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

3) 離島（獅子島）

○本町における陸・海の輸送ルートを実実に確保するため地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる林道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する。

○大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。

○大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策・老朽化対策を実実に実施する。

３．指標及び取り組むべき事業の設定

前述の推進方針で示した本町の主な優先すべき取り組みの進捗状況を把握するための指標を、次のとおり設定しました。

また、この指標のほか、推進方針に基づき取り組むべき事業を別紙３のとおりに設定しました。

No.	指標名	現状	目標	リスク シナリオ
1	住宅の耐震化率	80.1%	86.0%	1-1
2	防災拠点となる公共施設の耐震化率	100% (4箇所)	100% (4箇所)	1-1、2 3-1
3	老朽水道管更新率	15.3%	17.3%	2-1
4	水道施設別管路耐震化率 導水管 送水管 配水管	32.1% 47.3% 7.3%	34.1% 49.3% 9.3%	2-1
5	自主防災組織のカバー率	100.0%	100.0%	2-3 4-2 7-1
6	橋りょうの点検・修繕の進捗率 点検 修繕	100.0% 74.0%	100.0% 100.0%	1-1、3 2-1、2、5 5-1、2、3 6-2
7	新たな情報伝達手段の導入	—	導入	1-3 3-1 4-1、2 6-1
8	町管理の港湾補修工事実施率	29.4%	50.0%	2-1、2、5 5-1、2、3 6-2
9	町管理の漁港補修工事実施率	16.7%	50.0%	2-1、2、5 5-1、2、3 6-2
10	災害廃棄物処理計画策定	未策定	策定	8-1

※ 原則、現状値は令和６年度（2024年度）、目標値は令和１０年度（2028年度）。それ以外の年度の場合は（ ）にて表記。

第6章 町地域計画の推進

1. 町の他の計画等の必要な見直し

本地域計画は、地域の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、町地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行います。

2. 町地域計画の進捗管理

町地域計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととします。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

①（住宅・建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

また、大規模地震等により倒壊の恐れがある危険家屋等については、解体撤去を促進する必要がある。

②（公共施設等の耐震化）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

③（医療・社会福祉施設の耐震化）

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

④（交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

⑤（橋りょうの耐震化）

大規模地震が発生した場合、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋や、長島本島と各有人離島を繋ぐ伊唐大橋や乳之瀬橋のほか、竹島大橋など、本町の幹線道となる橋りょうの倒壊により、重大な障害が及ぶことが想定される。このため、これらの橋りょうの耐震化の推進及び、築 46 年が経過している黒之瀬戸大橋については、新たな整備を検討する必要がある。関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑥（無電柱化の推進）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者の発生

①（公共施設等の耐震化）（再掲 1-1②）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（防火対策の推進）

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

①（避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等）

広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難場所等の耐震化、本町における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

②（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。

③（水門等の効果的な管理運用）

津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

④（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要があり、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

⑤（津波・ため池ハザードマップによるソフト対策推進）

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波ハザードマップを作成し、各戸に配布している。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する必要がある。

⑥（津波避難計画の策定）

鹿児島県では、平成 25 年に津波避難計画策定指針を作成しており、本町においても、同指針に基づく津波避難計画を策定する必要がある。

⑦（無電柱化の推進）（再掲 1-1⑥）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水**①（河川改修等の治水対策）**

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水排水の整備推進を図る必要がある。

②（雨量やため池水位との防災情報の提供）

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による住民への広報に勤めていく必要がある。

また、現在、地震や大雨により相当な損害を生ずるおそれのあるため池において、町が策定した浸水想定区域図をもとに、今後多様化かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

③（内水対策にかかる人材育成）

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策については、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態**①（土砂災害対策の推進）**

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

②（治山事業の促進）

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山施設の必要性の検討や森林の整備を推進する必要がある。

③（警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知）

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

④（地域防災力の向上と人材育成）

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①（水道施設の耐震化等の推進）

災害発生等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

②（物資輸送ルートの確保）

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

③（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要があり、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

④（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

⑤（備蓄物資の供給体制等の強化）

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

⑥（応急給水体制の整備）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**①（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）**

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要がある、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

②（孤立集落対策）

災害発生時には、道路の寸前により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1④）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**①（消防等の体制強化）**

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

②（災害派遣チーム等の受入体制整備）

災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など派遣隊の受け入れ態勢を整えておく必要がある。

③（情報通信機能の耐災害性の強化）

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

2-4 帰宅困難者への水・食糧等の供給不足**①（備蓄物資の供給体制等の強化）（再掲 2-1⑤）**

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

②（一時滞在施設の確保）

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺**①（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）**

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要がある、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1④）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

③（災害派遣チーム等の受入体制整備）（再掲 2-3②）

災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など派遣隊の受け入れ態勢を整えておく必要がある。

④（ドクターヘリの活用）

災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

2-6 疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化**①（感染症の発生・まん延防止）**

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

②（避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進）

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

③（災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備）

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①（公共施設等の耐震化）（再掲 1-1②）

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

②（電力供給遮断時の電力確保）

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

③（BCP の見直し等）

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

④（町 WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等）

町役場 WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する**4-1 情報通信インフラの麻痺・長期停止****①（情報通信機能の耐災害性の強化等）**

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態**①（情報伝達手段の多様化・確実化）**

Jアラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用、防災行政無線のデジタル化や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）の利活用に努める必要がある。

②（町の人員・体制整備）

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である人員・体制を整備する必要がある。

③（災害発生時の情報発信）

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

④（住民への災害情報提供）

住民への災害情報提供にあたり、町と自治公民館や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下

①（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要がある、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

②（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1④）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

5-2 物流機能等の大幅な低下

①（道路の防災対策の推進）

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

②（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要がある、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1④）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞**①（物資輸送ルートの確保）（再掲 2-1②）**

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

②（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要がある、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1④）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

④（備蓄物資の供給体制等の強化）（再掲 2-1⑤）

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

5-4 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**①（危険物施設の安全対策等の強化）**

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

6 必要最低限の電気、ガス、上下水道等を確保するとともに、これらを早期に復旧させる**6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道）の長期間にわたる機能停止****①（電力供給遮断時の電力確保）（再掲 3-1②）**

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

②（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する必要がある。

③（危険物施設の安全対策等の強化）（再掲 5-4①）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

④（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）（再掲 5-4②）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

⑤（水道施設の耐震化等の推進）（再掲 2-1①）

災害発生等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

⑥（応急給水体制の整備）（再掲 2-1⑥）

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

⑦（農業集落排水施設の老朽化対策等の推進）

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断等を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

⑧（漁業集落排水施設の老朽化及びダウンサイジング対策等の推進）

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が想定される。このため、漁業集落排水施設の機能診断等を速やかに実施し、これに基づく老朽化及びダウンサイジング対策等を着実に推進する必要がある。

⑨（浄化槽台帳システムの整備等）

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

6-2 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

①（地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進）（再掲 1-3④）

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要があり、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

②（無電柱化の推進）（再掲 1-1⑥）

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

③（港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化）（再掲 2-1④）

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

①（消防等の体制強化）（再掲 2-3①）

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化を図る。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①（交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化）（再掲 1-1④）

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

7-3 ため池、防災インフラ、砂防ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死者発生

①（農業用ため池の防災対策）

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

②（防災インフラの維持管理・更新）

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

①（危険物施設の安全対策等の強化）（再掲 5-4①）

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

②（危険物施設等の災害に備えた消防力の強化）（再掲 5-4②）

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大**①（農地浸食防止対策の推進）**

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

②（適切な森林整備の推進）

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

③（治山事業の推進）

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

④（鳥獣被害防止対策の推進）

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態****①（ストックヤードの確保）**

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるが、その候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本町におけるストックヤードの確保を促進する必要がある。

②（災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結）

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る必要がある。

③（災害廃棄物処理計画の策定）

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理（実行）計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態。**①（建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成）**

町と建設関係団体との災害協定の締結等の取り組みは進めているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態**①（浸水対策、流域減災対策）**

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

②（海岸・河川堤防等の整備）

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。

また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①（災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化）

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。町では、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

②（文化財の保護管理）

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

1) 行政/警察・消防等

(公共施設等の耐震化)

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する必要がある。

(1-1②、1-2①、3-1①)

(防火対策の推進)

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が集まる施設の火災による、物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

(1-2②)

(地域防災力の向上と人材育成)

豪雨、地震等により、同時多発的に広域で大規模な災害が発生すると行政だけでは対応できない場合があり、自助と共助を高めて地域防災力を向上させるためにも防災リーダー等の人材育成を推進する必要がある。

(1-5④)

(消防等の体制強化)

大規模自然災害時には、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案が同時に多発する可能性があり、消防力が劣勢になることが想定されるため、活動人員の確保を図るとともに、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、消火・救助・救急活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。

(2-3①、7-1①)

(災害派遣チーム等の受入体制整備)

災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など派遣隊の受け入れ態勢を整えておく必要がある。

(2-3②、2-5③)

(情報通信機能の耐災害性の強化)

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

(2-3③)

(電力供給遮断時の電力確保)

電力供給遮断等の非常時に、避難住民の受入れを行う避難所における住民生活等に必要不可欠な電力や防災拠点での災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要があるため、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入が必要である。

(3-1②、6-1①)

(BCP の見直し等)

業務継続体制を強化するため、町の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る必要がある。

(3-1③)

(町 WAN 及び基幹系ネットワークの機器等の冗長化等)

町役場 WAN（Wide Area Network）及び基幹系ネットワークにおいて、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等を実施する必要がある。

(3-1④)

(情報伝達手段の多様化・確実化)

J アラート（全国瞬時警報システム）の自動起動装置の活用、防災行政無線のデジタル化や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に進めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）の利活用に努める必要がある。

(4-2①)

(町の人員・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である人員・体制を整備する必要がある。

(町の人員・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供の主要な主体である人員・体制を整備する必要がある。

(4-2②)

(災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

(4-2③)

(住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、町と自治公民館や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。

また、町内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

(4-2④)

(危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど地震対策の強化を進める必要がある。

(5-4①、6-1③、7-4①)

(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設及び高圧ガス施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、特定事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

(5-4②、6-1④、7-4②)

(防災インフラの維持管理・更新)

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生が生じるおそれがある。このため、防災インフラの機能の保持のため、中長期的維持管理方針を定めた長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理、施設の更新等を行う必要がある。

(7-3②)

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。町では、ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる必要がある。

(8-4①)

(文化財の保護管理)

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

(8-4②)

2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

また、大規模地震等により倒壊の恐れがある危険家屋等については、解体撤去を促進する必要がある。

(1-1①)

(避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

広域にわたる大規模津波が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難場所等の耐震化、本町における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

(1-3①)

(水道施設の耐震化等の推進)

災害発生等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(2-1①、6-1⑤)

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努め、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

(2-1⑥、6-1⑥)

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

(2-4②)

(浄化槽台帳システムの整備等)

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

(6-1⑨)

3) 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

(1-1③)

(備蓄物資の供給体制等の強化)

備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(2-1⑤、2-4①、5-3④)

(ドクターヘリの活用)

災害時での緊急対応ができるよう、安定した運用ができるよう、県が運航するドクターヘリについて、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(2-5④)

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

(2-6①)

(避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進)

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

(2-6②)

(災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備)

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援体制を構築する必要がある。

(2-6③)

4) 産業（エネルギー・情報通信・産業構造）

（情報通信機能の耐災害性の強化等）

電力の供給停止等により、情報通信が麻痺・長期停止した場合でも、防災情報等を町民へ情報伝達できるよう、情報通信機能の複線化など、情報システムや通信手段の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

(4-1①)

（再生可能エネルギー等の導入促進）

長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を促進する必要がある。

(6-1②)

5) 交通物流

（海岸堤防等の老朽化対策の推進）

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。

(1-3②)

（橋りょうの耐震化）

大規模地震が発生した場合、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋や、長島本島と各有人離島を繋ぐ伊唐大橋や乳之瀬橋のほか、竹島大橋など、本町の幹線道となる橋りょうの倒壊により、重大な障害が及ぶことが想定される。このため、これらの橋りょうの耐震化の推進及び、築 46 年が経過している黒之瀬戸大橋については、新たな整備を検討する必要がある。関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

(1-1⑤)

（建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成）

町と建設関係団体との災害協定の締結等の取り組みは進めているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波・土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(8-2①)

（孤立集落対策）

災害発生時には、道路の寸前により孤立集落が発生するおそれがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

(2-2②)

(交通施設、沿線、沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(1-1④、7-2①)

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、獅子島の被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、獅子島の港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(2-1④、2-2③、2-5②、5-1②、5-2③、5-3③、6-2③)

(地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保するため、本町の幹線道路の整備を進める必要がある。また、本町と県本土を繋ぐ黒之瀬戸大橋は、建設後 46 年が経過していることから、新たな整備を検討する必要がある、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

このほか、現在進められている島原・天草・長島架橋（三県架橋）構想を早期に実現する必要がある。

(1-3④、2-1③、2-2①、2-5①、5-1①、5-2②、5-3②、6-2①)

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

(5-2①)

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を実際に実施する必要がある。

(2-1②、5-3①)

(無電柱化の推進)

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(1-1⑥、1-3⑦、6-2②)

6) 農林水産

(農業集落排水施設の老朽化対策等の推進)

大規模地震等が発生した場合、農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断等を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

(6-1⑦)

(漁業集落排水施設の老朽化及びダウンサイジング対策等の推進)

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が想定される。このため、漁業集落排水施設の機能診断等を速やかに実施し、これに基づく老朽化及びダウンサイジング対策等を着実に推進する必要がある。

(6-1⑧)

(農業用ため池の防災対策)

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

(7-3①)

(農地浸食防止対策の推進)

豪雨が生じた場合、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の侵食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定される。このため、災害を未然に防止するための農地侵食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

(7-5①)

(適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生するおそれもある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(7-5②)

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(7-5③)

(鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

(7-5④)

7) 環境

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により多量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要であるが、その候補地が十分検討されていないため、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、本町におけるストックヤードの確保を促進する必要がある。

(8-1①)

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関等と協定を締結し、協力体制の実効性向上を図る必要がある。

(8-1②)

(災害廃棄物処理計画の策定)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、本町の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、広域被災を想定した災害廃棄物処理（実行）計画策定の促進等とともに、処理の実効性向上に向けた人材育成を図る必要がある。

(8-1③)

8) 国土保全/土地利用

(水門等の効果的な管理運用)

津波等が発生した際に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

(1-3③)

(津波・ため池ハザードマップによるソフト対策推進)

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波ハザードマップを作成し、各戸に配布している。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する必要がある。

(1-3⑤)

(津波避難計画の策定)

鹿児島県では、平成25年に津波避難計画策定指針を作成しており、本町においても、同指針に基づく津波避難計画を策定する必要がある。

(1-3⑥)

(河川改修等の治水対策)

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や雨水排水の整備推進を図る必要がある。

(1-4①)

(雨量やため池水位との防災情報の提供)

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、町ホームページ等による住民への広報に勤めていく必要がある。

また、現在、地震や大雨により相当な損害を生ずるおそれのあるため池において、町が策定した浸水想定区域図をもとに、今後多様化かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、各種ハザードマップ作成をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

(1-4②)

(内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定される。このため、内水対策については、より迅速な対応を行うための人材育成を推進する必要がある。

(1-4③)

(土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。町内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

(1-5①)

(治山事業の促進)

豪雨や地震の増加に伴って林地の崩壊など山地災害の発生が懸念されるため、治山施設の必要性の検討や森林の整備を推進する必要がある。

(1-5②)

(警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

(1-5③)

(浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に、海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

(8-3①)

(海岸・河川堤防等の整備)

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る必要がある。

また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。

(8-3②)

(地域高規格道路及び幹線道路等の整備推進)、(道路の防災対策の推進)、(橋りょうの耐震化)					
事業種別	路線名・港湾漁港名等	工区名・港湾名・橋梁名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
社会資本整備総合交付金事業	浦汐屋茅屋線	浦底工区	道路拡幅	町・ 国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-3 6-2
	指江川床線	指江工区	法面对策		
	指江川内線	指江工区	道路拡幅		
	大島加世堂線	山門野工区	道路拡幅		
	御所ノ浦片側線ほか	獅子島工区	道路拡幅		
	幣串湯ノ口線ほか	獅子島工区	道路拡幅		
社会資本整備総合交付金事業(防 安)	長崎原線	唐隈工区	道路拡幅		
	城川内中央線	城川内工区	道路拡幅・歩道整備		
道路メンテナンス 事業	馬場下線	城山橋	橋梁補修		
	柿迫線	新川橋	橋梁補修		
道路整備事業	日当線	日当工区	道路拡幅		
	茅屋口之福浦線	茅屋工区	道路拡幅		
	浦底杉ノ段線	浦底工区	道路拡幅		
	矢櫃線	平尾工区	道路拡幅		
	広野汐見線	広野工区	道路拡幅		
	矢堂中央線	矢堂工区	道路拡幅		
	広野春木ヶ岡線	広野工区	道路拡幅		
	鷹巣宮之浦港線	宮之浦工区	道路拡幅		
	山門野加世堂線	山門野工区	道路拡幅		
	笠迫米山線	指江工区	道路拡幅		
	枯木山線	蔵之元工区	道路拡幅		
	曲田線	平尾工区	道路拡幅		
	菅牟田山頭線	菅牟田工区	道路拡幅		
	指江中央線	指江工区	道路拡幅		
	馬込大迫線	馬込工区	道路拡幅		
	焼山平線	母良木工区	道路拡幅		
	上揚本町線	上揚工区	道路拡幅		
	汐見線	汐見工区	道路拡幅		
	瀬戸港線	田尻工区	道路拡幅		
	浦汐屋茅屋線	平尾工区	道路拡幅		
	小浜平尾線	小浜工区	道路拡幅		
	塩迫加世堂線	川床工区	道路拡幅		
社会資本整備総合 交付金事業	県道 葛輪瀬戸線	山門野工区	道路改良	県・ 国土交通省	1-3 2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-3 6-2
	国道389号	指江拡幅工区	道路改良		
	県道 長島宮之浦 港線	平尾工区	歩道設置		
道路整備事業	県道 平尾川床線	川床工区	道路改良		
道路メンテナンス 事業	国道389号	黒之瀬戸大橋	橋梁補修		
	県道 葛輪瀬戸線	赤崎橋	橋梁補修		
	県道 葛輪瀬戸線	乳之瀬橋	橋梁補修		

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)					
事業種別	路線名・港湾漁港名等	工区名・港湾名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
地方創生港整備推進交付金事業	長島港白瀬地区	白瀬地区	浮棧橋	町・国土交通省/内閣府	
	長島港伊唐地区	伊唐地区	浮棧橋		
	長島港浦底地区	浦底地区	浮棧橋		
	長島港湯ノ口地区	湯ノ口地区	浮棧橋		
	長島港御所ノ浦地区	御所ノ浦地区	浮棧橋		
	長島港立石地区	立石地区	防波堤改良		
	長島港脇崎地区	脇崎地区	浮棧橋・防波堤・船揚場		
	長島港浜瀧地区	浜瀧地区	浮棧橋・防波堤		
	汐見漁港	汐見漁港	沖防波・防波・浮棧橋	町・内閣府/水産庁	
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
港湾機能の強化【内地】	地方港湾改修事業（交付金事業）	瀬戸港（瀬戸地区）	浮棧橋（新設）	県・内閣府	2-1 2-2 2-5 5-1 5-2 5-3 6-2
		指江港（指江地区）	護岸（防波）（改良）		
		宮之浦港（宮之浦地区）	浮棧橋（新設）		
港湾施設の延命化【離島】	港湾施設改良費統合補助事業（交付金事業）	片側港（片側地区）	物揚場（-2.0m）（改良）	県・内閣府	
		片側港（片側地区）	臨港道路（改良）		
漁港施設の整備	水産流通基盤整備事業（補助事業）	薄井漁港（薄井地区）	岸壁（-3m）、浮棧橋、道路改良	県・水産庁	
	水産生産基盤整備事業（補助事業）	葛輪漁港（葛輪地区）	防波堤、護岸、岸壁（-3m）、道路新設、用地		
		茅屋漁港（茅屋地区）	防波堤、岸壁（-3m）、物揚場、道路改良		
		幣串漁港（幣串地区）	浮棧橋、道路改良		
	漁港施設機能強化事業（補助事業）	幣串漁港（幣串地区）	物揚場	県・水産庁	
		葛輪漁港（葛輪地区）	施設機能診断		
		茅屋漁港（茅屋地区）	施設機能診断		
	地方創生港整備推進交付金事業（交付金事業）	茅屋漁港（茅屋地区）	浮棧橋	県・内閣府/水産庁	

(土砂災害対策の推進)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
土石流対策	通常砂防事業（交付金事業）	宇都迫川	堰堤工・溪流保全工	県・国土交通省	1-5 5-2 8-2
		前田川支溪	堰堤工・溪流保全工		
		重崎川	堰堤工・溪流保全工		
		小島川	堰堤工・溪流保全工		
		湯ノ口川	堰堤工・溪流保全工		
		第二中網川	堰堤工・溪流保全工		
	砂防メンテナンス事業	浦田川	腹付工		
		村平川	腹付工・土砂撤去		
		片平川	腹付工・土砂撤去		
	火山砂防事業（交付金事業）	山門野上第三谷	堰堤工・溪流保全工		
	大規模特定砂防事業（火山）交付金事業	汐見川	堰堤工・溪流保全工		
自然災害防止対策	緊急自然災害防止対策（道路）	浦底茅屋線	法面对策	町・国土交通省	1-5 5-2 8-2
		獅子島地区	法面对策		
		福泊船津線	法面对策		
		白瀬本浦線	法面对策		
		日当線	法面对策		
		城川内川床線	法面对策		
		指江港線	法面对策		
		蔵之元轟線	側溝整備		
	緊急自然災害防止対策（河川）	二筒川	護岸工		
		唐隈川	護岸工		

(物資輸送ルートの確保)、(食糧等の物資供給確保)、(老朽化対策)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
漁港施設の整備	水産流通基盤整備事業（補助事業）	薄井漁港（薄井地区）	岸壁(-3m)、浮棧橋、道路改良	県・水産庁	1-3 2-1 2-4 5-3
	水産生産基盤整備事業（補助事業）	葛輪漁港（葛輪地区）	防波堤、護岸、岸壁(-3m)、道路新設、用地		
		茅屋漁港（茅屋地区）	防波堤、岸壁(-3m)、物揚場、道路改良		
		幣串漁港（幣串地区）	浮棧橋、道路改良		
	漁港施設機能強化事業（補助事業）	幣串漁港（幣串地区）	物揚場		
		葛輪漁港（葛輪地区）	施設機能診断		
		茅屋漁港（茅屋地区）	施設機能診断		
	水産物供給基盤機能保全事業（補助事業）	葛輪漁港（本土地区）	物揚場		
		薄井漁港（本土地区）	浮棧橋、道路		
	地方創生港整備推進交付金事業（交付金事業）	茅屋漁港（茅屋地区）	浮棧橋	県・内閣府/水産庁	
	漁港関連道整備事業（交付金事業）	葛輪漁港（本土地区）	道路拡幅	県・水産庁	

(漁港BCPの策定)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
ソフト対策	水産流通基盤整備事業（補助事業）	薄井漁港（薄井地区）	BCP策定、運用	県・水産庁	3-1

(住宅・建築物の耐震化)			
事業名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
公営住宅等整備事業	町内公営住宅の整備	町・ 国土交通省	1-1
住宅・建築物安全ストック形成事業	町内住宅・建築物の耐震診断や改修		
住宅地区改良事業等（空き家再生等推進事業）	危険空き家の解体		

(造成宅地の防災・減災対策の促進)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
大規模盛土造成地マップの精度の向上	大規模盛土造成地調査事業（交付金事業）	長島町内	宅地カルテの作成	県・ 国土交通省	1-1

(鳥獣被害防止対策の推進)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
指定管理鳥獣の捕獲等	特定鳥獣総合管理対策推進事業（交付金事業）	長島町内	ニホンジカの捕獲	県・ 環境省	7-5

(海岸・河川堤防等の整備)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
海岸防災林の整備	治山事業（補助事業）	長島町内	防潮工 森林整備等	県・ 農林水産省	1-3 7-5 8-3

(治山事業の促進)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
治山施設の整備	治山事業（補助事業）	長島町内	山腹工 溪間工	県・ 農林水産省	1-5 7-5
	治山事業（交付金事業）	長島町内	山腹工 溪間工	県・ 農林水産省	

(農地浸食防止対策の推進)、(農道・農道橋の保全対策の推進)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
農道・農道橋の保全対策	農地整備事業(通作・保全)(交付金事業)	伊唐地区	農道点検診断・補修	県・農林水産省	1-1 7-5
農道・農道橋の保全対策	農村整備事業(強靱化型)(補助事業)	唐隈地区	農道点検診断・補修	県・農林水産省	1-1 7-6
農道・農道橋の保全対策	農村整備事業(強靱化型)(補助事業)	獅子島地区	農道点検診断・補修	県・農林水産省	1-1 7-7

(農業用ため池の防災対策)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
農業用ため池の防災減災	農村地域防災減災事業(補助事業)	長島本島内	ため池調査・改修	県・農林水産省	7-3
	農村地域防災減災事業(補助事業)	獅子島内	ため池調査・改修	県・農林水産省	

(情報伝達手段の多様化・確実化)					
関連施策名	事業名・事業種別	工区名	事業概要	事業主体・関係府省庁	リスクシナリオ
情報伝達手段の多様化	県防災行政無線再整備事業(県単独事業)	長島町内	移動系防災行政無線再整備	県・総務省	4-2